

都市施設とは、道路、公園、下水道など都市の生活や都市機能の維持に必要な施設であり、都市の骨格をなすものです。都市施設に関する都市計画は、このような都市施設の位置や構造を定めるもので、必ずしも都市計画として決定する必要はありませんが、ごみ焼却場、卸売市場など周囲の環境に影響を及ぼす施設については、原則として、その位置を都市計画として定めることになっています。

都市計画施設の区域、または市街地開発事業の施行区域内において、建築物を建築する場合には許可が必要です。(都市計画法第 53 条)

(1) 交通施設

ア. 都市計画道路

道路は、都市における安全かつ快適な交通環境を確保するとともに、上下水道など公共公益施設や案内施設等を收容し、防災機能や地域のコミュニティづくりにも利用される貴重な多目的空間としての役割を持っています。都市基盤の中でも最も基本となる施設として、都市の骨格をなす道路については都市施設として都市計画決定して整備を進めています。

本市の都市計画道路は、昭和7年に 28 路線を決定し、その後の追加変更により現在では 59 路線：総延長 116,750 メートルが都市計画決定されており、そのうち 48,930m(平成 30 年 3 月末現在)が整備されています。今後は、松本市総合都市交通計画や松本市道路整備五箇年計画、都市計画道路整備プログラム等に基づき整備促進を図るとともに、既存ネットワークの有効活用を図り、効率的・効果的なみちづくりを行うため、長期未着手都市計画道路の見直しを進めていきます。

■ 都市計画決定状況	都市計画道路
松本都市計画区域	59 路線 116,750m



内環状南線



小池平田線

イ. 交通結節点（広場・通路）

公共交通機関との連携機能の向上を図るため、広場、通路等の整備を計画的に実施しました。都市計画決定された広場6箇所のうち、南松本駅（駅前）を除く5箇所が整備済みです。通路は、松本駅東西自由通路を都市計画決定し、平成19年に開通しています。



松本駅お城口

■ 都市計画決定状況

広 場：6箇所

- ・松本駅（東口、西口）・南松本駅（駅前）・北松本駅（東口、西口）・平田駅（東口）

通 路：1箇所

- ・松本駅東西自由通路

自動車ターミナル：1箇所

- ・松本自動車ターミナル（深志1丁目）

ウ. 駐車場

本市では、6箇所の駐車場（自転車駐車場を含む）を都市計画決定しています。

■ 都市計画決定状況

駐車場：6箇所

- ・松本市営中央駐車場（中央1丁目）
- ・美ヶ原温泉駐車場（里山辺）
- ・松本駅前記念公園地下駐車場（本庄1丁目）
- ・松本駅北自転車駐車場（深志1丁目）
- ・松本駅北第2自転車駐車場（中央1丁目）
- ・松本駅アルプス口自転車駐車場（深志1丁目）

(2) 都市公園

公園緑地は、都市における緑のオープンスペースとして、市民の憩いの場、レクリエーションの場であり、景観、防災など都市生活環境を創出するために必要不可欠な施設です。

本市では、「緑の基本計画」に基づき公園緑地の整備拡充に努めており、都市公園として開設し市民に利用されているものは、平成30年4月1日現在、160箇所、345.71ヘクタールで、市民一人あたり14.65平方メートル（平成22年国勢調査人口を基に算出）となっています。

近年では、既存都市公園の長寿命化や災害対策、バリアフリー化など、計画的な機能保全・向上対策による安全性の確保を行い、子どもや高齢者をはじめ、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進しています。

■都市計画決定状況

・街区公園：蟻ヶ崎公園他 26 箇所	6.57 ha	・近隣公園：開智公園他 6 箇所	12.5 ha
・地区公園：城山公園他 2 箇所	16.1 ha	・総合公園：松本城公園他 1 箇所	84.5 ha
・広域公園：松本平広域公園（松本市分）	100.9 ha	・都市緑地：平瀬緑地他 7 箇所	25.81 ha
・墓園：中山霊園	47.0 ha		



芳川公園（地区公園）



アルプス公園（総合公園）

(3) 供給処理施設（下水道）

下水道は健康で快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質の保全を図るとともに、浸水の防止など広範囲な機能を有し、私たちの生活に欠くことのできない基幹的な都市施設です。

当初、下水道事業は市街化区域だけが対象の都市計画事業でしたが、昭和51年にそれ以外の区域を対象とする特定環境保全公共下水道（特環）の制度が整備され、下水道事業は都市計画事業に限られなくなりました。

旧松本市の下水道事業は昭和25年に建設に着手し、その後区域の拡張を行い、公共下水道は宮渚・両島の2処理区と、特環は6処理区（宮渚系の西南・島立・稲倉・山辺と両島系の中山・内田）の、計8処理区となっています。

現在では市町村合併に伴い、平成17年に特環の四賀・上高地・梓川処理区が加わり、平成22年には公共下水道の波田処理区が加わりました。

いずれの処理区も面整備はほぼ完了しており、今後は水洗化率の向上に努めるとともに、老朽化する管渠・処理施設の改築更新により適正な維持管理に努めます。

公共下水道一覧

地区名	浄化センター（処理区域）		事業認可年 （当初）	認可区域 面積（ha）	処理能力 （m ³ /日）	処理区域 人口（人）	備 考
松 本	宮渚浄化センター （宮渚系処理区）	公共1処理区 特環4処理区	S25	3,635	82,200	124,700	都市計画 事業
	両島浄化センター （両島系処理区）	公共1処理区 特環2処理区	S57	1,809	43,800	75,910	都市計画 事業
波 田	波田浄化センター	公共1処理区	H 1	425	5,400	14,600	都市計画 事業
梓 川	犀川安曇野流域 下水道終末処理場	特環1処理区 （6分区）	H 6	374	—	12,220	
四 賀	四賀浄化センター	特環1処理区	H 6	44	630	1,000	
上高地	上高地浄化センター	特環1処理区	S63	25	1,400	720	

(4) その他の都市施設

卸売市場：1箇所

- ・松本市公設地方卸売市場（笹賀）

ごみ処理施設：1箇所

- ・松本クリーンセンター（島内）

汚物処理場：1箇所

- ・あずさセンター（島内）

火葬場：2箇所

- ・松本市宮葬祭センター（蟻ヶ崎4丁目）
- ・広域豊科葬祭センター（安曇野市豊科田沢）



松本市宮葬祭センター



松本クリーンセンター



あずさセンター